

徳島県告示第百十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類	路線名	区 間
県道	徳島鴨島	徳島市徳島町城内六番八一地先から 同 下助任町四丁目一八番六地先まで
県道	沖ノ洲徳島本町	徳島市徳島本町三丁目四番二地先から 同 徳島本町二丁目四五番一地先まで